

# 袴田 巖さんに 再審完全無罪を！

2014年3月27日、静岡地裁が再審開始を決定、死刑と拘留の執行を停止したため、死刑囚の袴田巖さんは47年7ヶ月ぶりに釈放されました。しかし検察が即時抗告、2018年6月11日、東京高裁はあろうことか再審開始を取り消してしまいました。袴田巖さんは83歳です。一日も早く再審完全無罪となり心身ともに解放されるよう、みなさまのご協力をお願いします。



「息子よ、必ず証明してあげよう。お前のチヤンは決して人を殺していないし、一番それをよく知っているのが警察であって、一番申し訳なく思っているのが裁判官であることを。チヤンはこの鉄鎖を断ち切ってお前のいる所に帰っていくよ。」

(1983.2.8 袴田巖さんの手紙より)

## 一審元裁判官、39年目の告白！



1968年9月の静岡地裁判決を担当した熊本典道元裁判官は、2007年2月に39年の沈黙を破り、公判当時袴田巖さんの無罪を主張したものの、他の2人の裁判官を説得出来ず、死刑判決を書かざるを得なかった。被告人席に来た時の袴田巖さんの顔、判決言い渡しの際にガクンときた様子を思い出さない日は一日もない、と涙ながらに告白しました。この証言は世界に衝撃を与え、各国で報道されました。

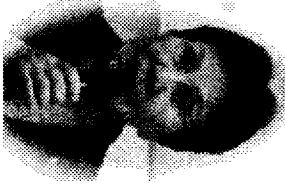
### 即時抗告審と高裁決定の問題点

- 即時抗告審では600点以上の証拠が開示されているにもかかわらず、例えば、  
・取り調べの録音テープには、弁護士の接見や便器を持ち込んで取調べで排尿させる様子が録音されていきました。袴田さんの人権を無視した違法捜査です。  
・犯行着衣とされたズボンの「B」という記号はサイズではなく、実は色を表す記号だったことが判明、検察官は知っていたが隠していたのです。
- 弁護団の反対の中、東京高裁は検察が求めるDNA鑑定「検証実験」を実施。静岡地裁の再審開始決定の大きな理由の一つである本田克也筑波大学教授のDNA鑑定の独自の手法を全面的に否定しました。また犯行着衣とされた「5点の衣類」は長期間味曾に漬かっていたなどの味曾漬け実験の結果やその他の証拠についてもことごとく退け、捜査機関の証拠ねつ造の可能性を否定しました。
- 袴田巖さんの身柄については再収監しないと、判断を最高裁に委ねた形です。

### 最高検が袴田巖さんの再収監を主張！

- これに対し、最高検察庁は意見書で袴田巖さんの再収監を主張しました。再び獄中に閉じ込められるなど、あってはならないことです。

## 袴田 秀子さんの訴え



巖が解放されるまでの約48年間、益も正月も祭りも無く、ただひたすら巖の無実を晴らすために一生懸命頑張ってきた。DNAの鑑定結果、弟は犯人ではないことがはっきりしました。何か肩の荷が降りたような気がしました。弟巖の無実を信じ、生きて私の手元に迎えることだけを考え、ただただひたすらに生きて来た私のこれまでです。

最愛の弟と一緒に暮らし始め2年が過ぎました。事件発生から50年になります。巖にとっても私にとっても取り戻すことのできない半世紀です。

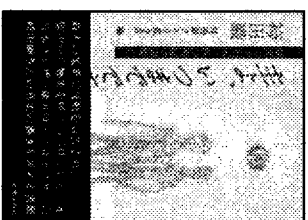
巖は固く心を閉ざしながらも、必死で生きるための闘いをしていられると思いますし、その心の中は張り裂けんばかりの無実の叫びであふれかえっていることと思います。第6回死刑廃止世界大会メッセージ(2016年)より

## 『主よ、いつまでですか』

### —無実の死刑囚・袴田巖獄中書簡—

無罪を求める思い、獄中で洗剤を受けた心境等、袴田さんがまだ外の世界と接触をもっていた頃の書簡集。袴田さんの人格証拠として裁判所に提出しました。救う会編集 (2014年7月重版出版)

<特別価格>  
定価1,645円 → 1,300円  
(郵送の場合1,500円送料込)



## ローマ教皇が訪日 (2019年11月)

死刑制度に反対するフロンツスコ教皇が訪日、袴田巖さんと秀子さんが東京ドームでのミサに招待されました。救う会ではカトリックのクリスチャンである門間幸枝副代表が数年前に教皇へ手紙を送り、弁護団や日弁連も昨年面会を要請していました。

## ご支援のお願い

袴田さんが再審完全無罪となり、安心して故郷で暮らせるよう、どうぞみなさまのお力をお貸し下さい。ご支援いただける方は、次のいずれかの方法でお願いいたします。

1. 会 員……………年3600円 (2.も含む)
2. 通信購読会員……………年1200円
3. 袴田さんを救う会の活動へのカンパ
4. 袴田さん生活支援カンパ

▷郵便振替：00100-3-700714

加入者名：無実の死刑囚・袴田蔵さんを救う会

▷ゆうちょ銀行【店名】〇〇八(ゼロゼロハチ)

普通預金【口座番号】4847186

ムジツノシケイシユウ ハカマダイゴオサツノスクウカイ

(ゆうちょ銀行へお振込みいただく場合は、FAXやEメールでご住所等をお知らせください)

### 高裁前盛り込みを行なっています！

毎月11日(土日祝日の時は翌平日)12:30~14:30(予定)場所 地下鉄・霞ヶ関駅A1出口出てすぐ飛び入り歓迎！ 署名活動もしています。

### 袴田蔵さんの再審開始を求める

#### 署名キャンペーンにご協力下さい！

救う会では、袴田蔵さんの再審開始を求める請願署名を集めています。署名用紙は救う会のホームページからダウンロードしていただくか、下記へご連絡ください。

### 無実の死刑囚・袴田蔵さんを救う会

〒189-0003 東京都東村山市久米川町1-50-1-4-401

門間方 ☎&FAX：042-394-4127

Eメール：hakamada\_sukukai@h2.dion.ne.jp

ホームページ：https://www.hakamada-sukukai.jp/

2019.12

## 「袴田事件」とは？

1966年6月30日、静岡県清水市(現静岡市清水区)でみそ会社専務一家4人の強盗・殺人・放火事件が起きました。従業員袴田蔵さん(当時30才)は、身に覚えがないにもかかわらず、元プロボクサーだからという偏見から犯人と決めつけられ、8月18日に逮捕されました。そして、1日平均12時間、最長16時間に及ぶ警察官の過酷な取調べで、9月6日、無理矢理「自白」させられました。

裁判では一貫して無実を訴えたものの、裁判官が言い渡したのは死刑判決。1980年には最高裁で死刑が確定してしまいます。1981年、冤罪(えんざい)を晴らすために再審を請求しましたが、2008年、最高裁が弁護側の特別抗告を棄却したため、第2次再審請求を申し立てました。

2014年3月27日、再審請求33年目にして、静岡地方裁判所(村山浩昭裁判長)から再審開始決定が出され、死刑と拘置の執行停止により、袴田さんは47年7ヶ月ぶりに釈放されました。

「…国家機関が無実の個人を陥れ、45年以上にわたり身体を拘束し続けたことになり、刑事司法の理念からは到底耐え難い」  
「拘置をこれ以上継続することは、耐え難いほど正義に反する」(地裁決定より)

しかし、静岡地方検察庁が東京高等裁判所に即時抗告。2018年6月11日、東京高裁第8刑事部(大島隆明裁判長)は再審開始を取り消しました。これを受け、弁護団は最高裁へ特別抗告しました。

袴田さんは長年、東京拘置所で独居拘禁されたため、死刑確定後は徐々に精神のバランスをくずし、拘禁性精神障害を病んでしまいました。現在は浜松でお姉さんと暮らしていますが、「事件などなかった」等の妄想は続いている状態です。袴田蔵さんが心身ともに解放されるためには、何としても再審完全無罪が必要です。

## 袴田蔵さん無実の証拠

2014年3月27日に静岡地裁が出した再審開始決定では、犯行着衣とされた「5点の衣類」のDNA鑑定と味噌漬け実験による色の問題が決定的証拠となりましたが、第1次再審請求で故安倍治夫弁護士が提出した補充書の中にも、無実の証拠はたくさんありますのでご紹介します。

1. (善人格) 袴田さんは、その獄中書簡が示すように、人を愛し、生き物をいつくしむ、優しい人物です。この事件を犯す動機がありません。「ボクサーくずれ」などキメつけることは、その道に励む人々への冒とくです。
2. (複数犯の怨恨殺人) 現場の異様な残留物と40数個の刺突創から、4人以上複数犯による怨恨殺人と推定されます。
3. (クリリ小刀は凶器でない) 凶器は認定によるクリリ小刀ではありません。4人の死体の傷の幅と深さのパターンもそれを示しています。
4. (クリリ小刀は買っていない) 袴田さんが沼津の刃物店からクリリ小刀を買ったという事実は、店主の新証言で完全に否定されました。
5. (血痕不整合) 味噌樽から発見された5点の衣類に付着している血液は被害者の血ではなく、誰かが後でこすりつけたと思われます。
6. (麻袋にはみその付着濃濁の形跡が見られない) 「5点の衣類」が入っていたとされた麻袋は、1年以上味噌に浸かっていたとは思えない状態でした。
7. (履き物に血痕なし) 現場の「血の海」を歩いたはずの本人のゴム草履には血の付着がなく、鼻緒の穴の深部にモルミンール反応がありませんでした。
8. (警官があらかじめ差置いた端布の押収) 血染めのズボンのスリの端布(ハギシ)が、袴田さんの実母の整理タンスから突然押収されました。捜査事件の万年筆と同様に警察があらかじめそこに隠し置いて、後から捜査して発見したように装ったのです。
9. (DNA鑑定) シャツの右肩に付いた血液は袴田さんのB型の血液で、格闘の際あやまって負傷したとされています。先端科学のDNA鑑定で分析すればその血液型は袴田さんのものでないことが明らかです。

→第2次再審請求で弁護団が要請、静岡地裁が実施